

令和7年度（2025年度）

事業計画書



社会福祉法人 津野町社会福祉協議会

基本理念 住民主体の福祉のまちづくり

令和7年度事業計画

少子高齢化や人口減少、家族や地域の支え合い機能の低下により、これまでの制度・分野ごとの支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題が顕在化しています。

このような状況に対応するため、国では地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備や多機関の連携・協働による支援の仕組みづくりを推進しています。これまでも町と連携して、その体制構築について意識共有を図ってきましたが、本年度は「津野町版包括的相談支援体制」のビジョンについて、さらに検討を進めていくことが求められます。

また、令和6年能登半島地震をはじめ、近年、大規模な災害が多発しており、南海トラフ地震への対策が重要課題となっています。災害に備え、日頃からできる取り組みを着実に遂行し、災害福祉支援体制の構築を目指します。

一方、本会の組織体制は、設立当初から大きく変わっておらず、事業体制や職員体制について見直す時期を迎えています。福祉人材の確保や職員の育成、法令順守の維持などさまざまな課題を抱える中、組織管理がしっかりとできる体制を整備していく必要があります。

これらを踏まえ、本年度は、次の取り組みを重点的に行います。

《重点的な取り組み》

1. 地域サロン活動の応援

地域担当職員とあったかふれあいセンターが連携して、地域共生社会における「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の機能を有する地域サロンの自主的な活動をサポートします。

2. 地域共生社会の実現に向けた持続可能な組織体制づくり

本会の役割や将来的な方向性を町と共有し、目指すべき事業体制や職員体制について検討します。

3. 災害対応力の強化

災害発生時に、災害ボランティアセンターの設置・運営を含めた社協事業が円滑に行えるように、災害福祉支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

目 次

1. 法人運営

- (1) 会務の運営
- (2) 透明性の確保と適切な組織運営
- (3) 事務局の組織体制と機能
- (4) 会員制度
- (5) 災害対応と危機管理体制
- (6) その他の事業等

2. 住民参加による地域福祉活動

- (1) 福祉委員活動
- (2) 福祉座談会
- (3) 福祉パトロール
- (4) 地域サロン【町委託事業（※一部）】
- (5) ほっとサービス
- (6) ふれあい配食サービス
- (7) あったかふれあいセンター【町委託事業】
- (8) 共同募金事業への協力と連携

3. 福祉教育・ボランティア活動

- (1) 社協だより
- (2) 認定こども園・学校連携
- (3) 災害ボランティアセンター
- (4) ボランティア連絡協議会事務局

4. 生活課題に向き合う総合相談

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業【高知県委託事業】
- (2) 福祉サービス利用援助事業【高知県社協委託事業】
- (3) 生活福祉資金貸付事業【高知県社協委託事業】
- (4) 弁護士相談会

5. 在宅生活を支える福祉サービス

- (1) 訪問介護事業
- (2) 居宅介護・重度訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 地域活動支援センター【町委託事業】
- (5) 福祉用具貸与・あっせん事業
- (6) 生活支援型配食サービス事業【町委託事業】
- (7) その他の事業等

6. 福祉団体の活動支援と連携

7. 就労継続支援B型事業所の経営

- (1) 事業運営
- (2) 就労支援
- (3) 生活支援

1. 法人運営

地域共生社会の実現を目指して、役員、評議員、事務局が一体となり地域福祉を推進する中核的団体としての責務を果たします。

令和6年度には津野町総合保健福祉センターの大規模改修計画を契機に、町と本会の経営基盤についての意見交換を行いました。事務局（本所）及び作業所里楽の所在地、また社協の事業規模、事業内容に見合った職員配置について、引き続き協議を進めていきます。

(1) 会務の運営

役員、評議員と職員が事業方針や地域課題を共有するとともに、公益性を持った会務の運営に努めます。また、役員及び評議員、苦情解決に関する第三者委員の改選期となっていることから、適時適正な選任手続きを行います。

	開催時期	主な議題等
理事会	令和7年 6月	前年度事業報告・決算報告、次期評議員候補者の推薦、次期役員候補者の選定
	令和7年 6月	会長・副会長の選出
	令和7年12月	事業等の進捗状況報告
	令和8年 3月	新年度事業計画・当初予算、次期第三者委員の選任
	必要に応じて開催	重要事項の審議等
評議員会	令和7年 6月	前年度事業報告・決算報告、次期役員の選任
	令和8年 3月	新年度事業計画・当初予算
	必要に応じて開催	重要事項の審議
監査	令和7年 5月	前年度事業報告及び決算監査
	令和7年11月	中間事業報告及び中間監査
評議員選任・ 解任委員会	令和7年 6月	次期評議員の選任
	必要に応じて開催	評議員の選任又は解任

(2) 透明性の確保と適切な組織運営

社会的責任を持つ社会福祉法人として法令を順守し、適切な法人運営、事業運営を行うとともに、法人の体制強化に向け行政との良好なパートナーシップの構築に努めます。また、運営の透明性を確保するため定められた情報を適正に公開します。

- 関係法令のアップデート
- 労働環境の整備
- 人材育成・人材確保に向けた取組み
- 行政・社協連絡会での情報共有や意見交換
- 適切な会計処理
- インターネット、事務所備置き、社協だよりによる情報公開

(3) 事務局の組織体制と機能

本所、支所、就労継続支援事業所に職員を配置し、役割分担と連携により効率的な事業の推進に努めます。地域福祉部門には地域担当職員を配置し、コミュニティーソーシャルワーク機能による事業展開を図ります。

また、津野町総合保健福祉センターの大規模改修に備え、移転先で円滑に業務が執行できるよう事前の準備を進めます。

(4) 会員制度

身近な地域福祉活動を推進していくための財源を確保することと社協会員になることで福祉への関心と意識を高めてもらうことを目的として、7月に会員の募集を行います。

(5) 災害対応と危機管理体制

大規模地震をはじめとする様々な自然災害が発生した場合でも、職員及び利用者、地域住民の安全を確保し、社協活動を継続することができるように組織としての対応力を強化します。

- 初期行動計画の検証と見直し
- 事業継続計画の検討
- デジタル化の推進

(6) その他の事業等

- ①津野町老人福祉センターの管理運営
- ②高幡広域社協連絡協議会との連携・協力
- ③苦情受付体制の整備と適切な対応
- ④日本赤十字社事業への協力

2. 住民参加による地域福祉活動

住民自身が地域福祉活動の主体として行動できるようにつながりや支え合いの大切さをともに学び、実践につながるよう地域担当職員を中心に小地域福祉活動を展開します。

地域担当職員は、コミュニティーソーシャルワーカーとして、地域の人とつながりながら福祉力の向上を目指して活動します。

(1) 福祉委員活動

“見守る・知らせる・つながる”の3つの役割を基本として、福祉委員が身近な地域で福祉課題に気づき、つながり、見守り、支え合う小地域福祉活動を推進します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が支え合えるコミュニティーづくり ○地域の見守り・支援体制の強化 ○福祉に関する啓発・普及活動の推進 ○福祉委員と担当民生児童委員との顔の見える関係づくり ○福祉委員、民生児童委員、地域担当職員の連携による小地域見守り活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉委員がその役割を知り、実践できるよう働きかける ◇福祉座談会、福祉パトロール等への参加を呼びかける ◇福祉委員・民生児童委員合同研修会の開催 ◇福祉委員活動の周知・広報

(2) 福祉座談会

地域福祉活動の主体として住民が自ら行動できるように、地域の良さや多様な活動を確認しながら、つながりや支え合いの大切さをともに学び、共有します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○住民の福祉意識の向上と情報共有 ○参加者が対話することで地域内のつながりを強める ○参加者が地域での見守り意識を持つ ○参加者に地域の福祉活動への関心を持ってもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉委員活動について説明し、参加者とその必要性を共有する ◇地域の状況確認と情報共有（一人暮らし、高齢世帯、気になる世帯など） ◇振り返り会を開催し、活動を評価する

(3) 福祉パトロール

『安心・安全見守り台帳』を整備するため、民生児童委員を中心に、地区長、福祉委員、集落活動センターなどに協力を呼びかけ、緊急時の連絡先やかかりつけの病院等についての聞き取り調査を行います。調査対象者には『お守りカード』を配布し、緊急救護活動時の活用や日頃の助け合い活動の推進を目指します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○正確な情報収集による『安心・安全見守り台帳』の整備 ○実効性のある『お守りカード』の作成 ○『お守りカード』を通じた見守り支援体制の構築 ○住民の福祉意識の向上とボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◇調査方法について協力者に丁寧に説明する ◇情報未更新者のフォローアップ ◇『お守りカード』の説明と周知 ◇地域のキーパーソンや関係機関への参加協力の声掛け

(4) 地域サロン【町委託事業（※一部）】

地域主導で展開される地域のつながりと助け合いの場であり、企画運営については地域の主体性を尊重しながら、サロンを通じて地域が笑顔になるようにサポートします。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ご近所付き合いや気遣い合いがベースとなるようなサロンづくり ○気になる人の誘い出しや、近所の人によるさりげない訪問・見守りにより地域での孤立や認知症を予防する ○サロン世話人に楽しく活動してもらう ○地域サロンが身近な相談窓口としての機能を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域担当職員とあつたかふれあいセンターの連携によるサロン活動支援 ◇サロン世話人会、決算大相談会、研修会、レクリエーション交流会、お茶会の実施 ◇社協だより等を通じた活動紹介

(5) ほっとサービス

住民の参加と協力により、日常生活に支障のある在宅の要支援者等の暮らしを支援し、住民同士の助け合い活動を推進します。

また、近年は実施件数が減少していることから、今後の事業のあり方について検討を始めます。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービスへの協力から日常的な見守り支援につなげる ○地域の支え合いと交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民の困りごとを社協内や関係者で共有し、生活課題として対応を検討する ◇サービス提供後の地域での関わりを意識した人材のマッチング ◇集落活動センターやシルバー人材センターなど他団体との連絡・調整

(6) ふれあい配食サービス

在宅の高齢者や心身に障がいのある住民が住み慣れた地域で心豊かな生活を送れるように、地域の方々とのふれあいを大切にした配食サービスを実施します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○計画通りに安心・安全なお弁当を届ける ○安否確認、会話による見守りの強化 ○ボランティアが気持ちよく活動できるような環境づくり ○ボランティア協力者の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティアの協力を得て、東地区は月に4回（原則木曜日）、西地区は月に3回（原則金曜日）実施 ◇衛生管理、感染症予防対策の徹底 ◇配達ボランティアと連携し、利用者の体調変化等の情報を共有する ◇利用者不在時の安否確認の徹底 ◇職員が計画的に事業参加し、ボランティアと協働する ◇調理・配達ボランティアを募集するとともに食材提供による事業協力を呼びかける

(7) あったかふれあいセンター【町委託事業】

誰もが気軽に集える拠点を整備することにより地域における交流・活躍の機会を生み出し、ともに支え合う関係性の構築を目指します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが気軽に集え、心地よく過ごせる拠点づくり ○町内に2か所ある拠点の存在や機能・活動の周知 ○積極的なアウトリーチにより地域や人とのつながりを強める ○見守りが必要な方への訪問活動の強化 ○地域担当職員と連携した個別支援と地域支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇2つの拠点の環境整備 ◇多種多様な住民に利用してもらえるようなプログラムの企画 ◇様々な場を活用した拠点の周知活動 ◇アウトリーチ活動の強化 ◇見守り訪問等の実施 ◇地域担当職員と連携した地域サロン活動の支援 ◇サテライトでの介護予防活動や居場所づくりの推進 ◇集落活動センターとの連携 ◇運営協議会の開催

(8) 共同募金事業への協力と連携

高知県共同募金会津野町共同募金委員会の事務局として、運営委員会、配分審査委員会を開催し、民意を十分に反映した募金活動と公正で効果的な配分金の活用を推進します。

また、年末に町内の高齢世帯や生活困窮者等に歳末特別弁当をお届けできるよう財源の獲得に努めるとともに、地域のボランティアに事業への協力依頼を行います。

3. 福祉教育・ボランティア活動

福祉についての関心と理解を深め、地域福祉活動への主体的な参画と協働を目指します。また、すべての住民が役割を持ち、できるときにできる人ができる活動を提供し合う地域づくりを推進します。

(1) 社協だより

本会の組織、事業及び福祉全般に関する情報を地域住民に提供し、福祉意識の向上を目指します。また、福祉活動を身近に感じてもらい、社協事業への参加を促進します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉意識向上と福祉活動への参加促進 ○地域福祉活動の実践を発信し、活動の見える化を図る ○必要な情報の適正な公開 ○福祉情報を発信することで適切な支援につなげる ○わかりやすく魅力的な紙面づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◇2か月に1回、奇数月に発行し、全戸配布する ◇社協の取組みや事業活動をわかりやすく伝える ◇地域へ出向きニュースや地域活動、住民取材する ◇タイムリーな福祉情報の提供 ◇イラスト・写真の活用とレイアウト・デザインの工夫

(2) 認定こども園・学校連携

園児から中学生まで年齢に応じた福祉学習や地域との交流事業を教職員とともに企画し、“ふくしの心”を育みます。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の推進と福祉意識の向上 ○認定こども園・学校との連携強化 ○地域とのつながりを深める機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◇認定こども園、小中学校の教職員との関係づくりと目的意識の共有 ◇ボランティア活動・福祉教育推進事業助成金事業の実施 ◇小中学校への福祉出前講座、ボランティア体験の実施 ◇各校のコミュニティースクール、地域学校連携協働本部の取組みに参加・協力 ◇各校の地域コーディネーターとの連携、情報共有 ◇園・学校と地域とのコーディネート

(3) 災害ボランティアセンター

災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する各種団体や関係機関と平時から相互にコミュニケーションを図り、協働に向けて取り組みます。

目 標	実施計画
○災害発生時の災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営 ○地域の防災力向上と平時活動の推進 ○関係機関等との連携強化 ○町との災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定締結	◇災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿った訓練・研修の実施及びマニュアルの見直し ◇災害ボランティアセンターの運営方法や防災研修会への参加 ◇町との協定締結に向けた定期的な会議

(4) ボランティア連絡協議会事務局

ボランティア連絡協議会の事務局として、加入団体との連絡調整、活動のサポートを行います。また、ボランティア団体と連携し、活動の普及、助け合いの地域づくりのキーパーソンとなる人との協働に努めます。

目 標	実施計画
○ボランティアが気持ちよく活動できるよう支援する	◇ボランティア団体との連携 ◇ボランティア活動保険の事務手続き ◇ボランティア情報誌の発行 ◇代表者会など必要な会議の開催

4. 生活課題に向き合う総合相談

個別支援と地域福祉推進の視点で総合相談に取り組みます。様々な生活課題を抱える住民との一方的・個別的なつながりにとどまることなく、日々の暮らしの中からともに支え合う関係づくりを進めます。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業【高知県委託事業】

地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、地域を基盤とした解決につながる支援やその仕組みづくりを目指します。

目 標	実施計画
○早期支援と包括的な相談対応	◇積極的なアウトリーチによる支援
○生活の安定と経済的自立の促進	◇自立に向けた適切なアセスメント
○民生児童委員、行政等関係機関との連携による情報収集と支援	◇自立に向けた寄り添い支援
○複雑・複合化した家庭等への多機関連携による支援	◇若者サポート会議への参加
○地域での権利擁護意識の推進	◇フードバンク活動との連携
○社会的孤立の防止と地域とのつながりの促進	◇他職種・多機関連携による支援ができるネットワークづくり
	◇個別支援を通じて地域住民の理解と参加の促進を図る

(2) 福祉サービス利用援助事業【高知県社協委託事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することに資することを目的とし、それらの方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行います。

目 標	実施計画
○適切な福祉サービスの利用支援	◇支援計画の定期的な評価と見直し
○金銭管理支援による利用者の安定した生活の確保	◇福祉サービスに関する情報を提供し、必要なサービスにつなげる
○利用者の意思尊重と自立支援	◇適切な金銭管理により自立した地域生活を送れるよう支援する
○関係機関との連携強化	◇専門員と生活支援員が連携し、利用者の自己決定を尊重した支援を行う
	◇取扱要領に基づく預かり物品の適正な管理
	◇関係機関、関係事業との情報共有と連携
	◇成年後見制度への移行支援

(3) 生活福祉資金貸付事業【高知県社協委託事業】

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。

目 標	実施計画
○利用者の経済的自立と生活の安定 ○償還が滞っている人への丁寧な個別支援	◇生活困窮者自立相談支援事業との連携 ◇高知県社協と連携し、滞納世帯への償還指導 ◇制度の周知

(4) 弁護士相談会

生活上のあらゆる相談や困りごとについて専門職の意見を聞く場として、無料の弁護士相談会を年に4回開催します。

5. 在宅生活を支える福祉サービス

介護保険サービスや障害福祉サービスなどの制度によるサービスのほか、在宅で暮らしている高齢者や障がい者等が気軽に安心して利用できるサービスを提供します。また、サービスの提供にあたっては、地域福祉部門との連携した取り組みを心掛けます。

(1) 訪問介護事業

要介護高齢者等がその能力に応じて自立した生活を送ることができるよう援助を行います。

目 標	実施計画
○自己の能力を生かしながら、在宅生活を安心して送ってもらえるよう支援する ○安心・安全な在宅生活のサポート ○生活するうえでの困難な事柄も改善できるように支援する ○地域福祉部門、関係機関との連携による包括的な支援	◇訪問介護計画に関わるモニタリングの実施 ◇訪問介護員のスキルアップのための研修の実施 ◇居宅介護支援事業者、関係機関との連携 ◇訪問介護員間の情報共有、連携のためのケース会の実施 ◇地域福祉部門との連携と情報共有 ◇苦情解決に向けた迅速な対応 ◇感染症対策の実施 ◇事業所の体制整備

(2) 居宅介護・重度訪問介護事業

障がい者が在宅生活及び地域生活を送るうえで必要な家事援助、身体介護のサービスを提供します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅において自立した生活を送れるよう支援する ○障がいや特性に応じた支援 ○地域福祉部門、関係機関との連携による包括的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談支援事業所、他のサービス事業所との情報共有と連携により、その人に合った支援を行う ◇職員間の情報共有、連携のための研修の実施 ◇訪問介護員のスキルアップのための研修の実施 ◇地域福祉部門との連携と情報共有 ◇苦情解決に向けた迅速な対応 ◇感染症対策の実施

(3) 訪問入浴介護事業

デイサービスや自宅の浴槽で入浴できない方に対して、訪問入浴車を派遣し、安心して居宅内で入浴できるよう支援します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の清潔保持と健康維持 ○安心して安全な入浴環境の提供 ○利用者、家族とのコミュニケーションを大切にする ○関係機関との連携による包括的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇入浴を通じて身体の清潔を保ち、身体機能の維持を支援 ◇職員が連携し、利用者の健康状態を確認しながら入浴支援を行う ◇入浴に関する機器や機材の適正管理 ◇居宅介護支援事業者、関係機関との連携 ◇職員間での情報の共有 ◇感染症対策の実施

(4) 地域活動支援センター【町委託事業】

心身に障がいのある人等に対して、創作的活動や生産活動の機会を提供し、又は社会との交流を促すことで、障がいのある人の地域生活を支援します。

目 標	実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者が自主的に活動できるように支援する ○生活スキルの向上を目指した支援 ○地域の人やボランティアと交流し、社会参加につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ◇わきあいあい広場：毎月 ◇わきあいミニ：毎月4回 ◇地活 ROOM：毎月2～4回 ◇障害児長期休暇支援事業（わくわくふれあいデー） ◇行政との連絡会：年4回

(5) 福祉用具貸与・あっせん事業

在宅での家族等の介護負担を軽減し、要介護者等が安心して在宅生活を送ることができるように電動ベッドと車いすの貸し出しを行います。また、希望される方には、福祉用具・介護用品の販売をあっせんします。

目 標	実施計画
○介護者の不安や疑問を解消できるような親切・丁寧な相談対応 ○相談から貸出しへの迅速な対応	◇貸出用具の衛生・安全管理、メンテナンスの実施 ◇必要なベッド数の確保と迅速な搬出入 ◇介護用品についての相談対応と販売あっせん ◇地域包括支援センター等関係機関との連携

(6) 生活支援型配食サービス事業【町委託事業】

調理困難な高齢者等の世帯に、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達するとともに、安否や健康状態を確認します。必要がある場合には、関係機関への連絡等を行い、在宅生活の継続を支援します。

目 標	実施計画
○栄養バランスの取れた食事により利用者の健康維持・増進を図る ○利用者の生活状況を把握し、必要があれば関係機関へ情報提供する ○利用者のニーズに応じた個別対応	◇普通食は、町内飲食業者へ、特別食は葉山荘・高原荘へ調理委託 ◇配達には本会職員が行い、安否確認を徹底する ◇緊急時は、本会職員間及び関係機関の連携により迅速に対応 ◇感染症対策の実施と利用者への迅速な支援対応

(7) その他の事業等

- ①移動支援事業【町委託事業】
- ②日中一時支援事業【町委託事業】

6. 福祉団体の活動支援と連携

町内の福祉団体と事務委託協定書を取り交わし、事務局を受け持ちます。それぞれの団体の事業計画に基づき活動を支援するとともに、各団体と連携して地域での福祉活動の活性化を図ります。

事務局を受け持つ団体

- ・津野町民生児童委員協議会
- ・津野町老人クラブ連合会
- ・津野町障がい（児）者連合会
- ・シルバー介護士会「ひだまり」

7. 就労継続支援B型事業所の経営

就労継続支援B型事業所「どんぐり農園グリュエ」の健全な事業所運営に努めます。

どんぐり農園、作業所里楽の2か所の作業場が、“笑顔で働き、安心して自立を目指せる事業所”となることを目指して、利用者の立場に立って適切な就労の機会を提供し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう事業を実施します。

(1) 事業運営

サービスの質の向上を目指して、利用者が安心して利用できるように人的・物的な環境整備を行います。また、収支のバランスを検討し、健全な財務運営を目指します。

目 標	実施計画
○適正な職員体制とチームアプローチによる支援体制の構築 ○職員の育成と業務の標準化 ○法令を順守した事業所運営 ○経営の安定化	◇経営改善に向けた持続可能な事業所運営の方策を検討 ◇職員会の定期開催 ◇研修機会の確保 ◇虐待防止委員会及び虐待防止研修の実施 ◇身体拘束適正化検討委員会及び身体拘束等の適正化についての研修の実施 ◇業務継続計画に基づく研修・訓練の実施 ◇感染症に関する委員会、研修・訓練の実施 ◇避難訓練の実施 ◇法定事業所としての各種事務手続き等の適正実施

(2) 就労支援

利用者の能力や希望に応じて就労の機会を提供します。

目 標	実施計画
○利用者の障がいや能力に応じた作業の実施と支援 ○収益増による利用者の工賃アップ ○バランスの取れた作業内容への移行	◇どんぐり農園の作業内容：農作業、公共施設等の清掃作業 ◇作業所里楽の作業内容：クッキー等の菓子製造、公共施設等の清掃作業 ◇個別支援計画に基づく就労支援活動 ◇どんぐり農園と作業所里楽の作業内容の調整 ◇施設外就労、施設外支援の実施 ◇一般就労に向けた関係機関との連絡調整 ◇外部研修への参加及び職場内研修の実施

(3) 生活支援

利用者の体調や困りごと、生活環境等に配慮しながら、必要な支援を行います。

目 標	実施計画
○年齢、障がい、個性、体調等に配慮した多面的な支援 ○利用者の I A D L（手段的日常生活動作）の維持向上 ○作業を通して自立した生活ができるように支援する ○利用者と地域とのつながりを強くする	◇個別支援計画に基づく生活支援 ◇体調チェック、バイタルチェック、体操の実施 ◇利用者の社会参加の促進 ◇個別面談の実施 ◇役割分担により、関係機関と連携し、総合的な支援を行う